

(問4) 介護老人保健施設の入所者又は介護療養型医療施設の入院患者が9月29日に他の医療機関に治療等のため入院し、10月3日に退院して施設に戻った場合、9月30日において入所又は入院している者であるとして経過措置を適用することは可能か。

(問4-2)

介護老人保健施設の入所者又は介護療養型医療施設の入院患者が他の医療機関に治療等のため入院する際、病床を引き続き確保しておくことについて施設と利用者との間に契約が成立していた場合、その際の利用者負担及び補足給付の取扱い如何。

(答)

(問4)

介護老人保健施設又は介護療養型医療施設(以下「医療提供施設」という。)に入所・入院していた者が、その他の医療機関に入院した場合にあっては、当該医療提供施設を退所・退院した取扱いとなる。そのため、再度当該医療提供施設に入院・入所した場合も、従来型個室の経過措置の適用対象とはならない。

(問4-2)

設問のように、入院期間中利用者負担を求めることは、施設と利用者との間の契約に基づき行われるものであることから可能である。しかしながら、当該期間中補足給付はされない。